

# 「民事判決データベース化検討会報告書(素案)に対する意見書」

2024年5月10日

一橋大学社会科学高等研究院・教授 角田美穂子

一橋大学大学院法学研究科・特任講師/XspearConsulting シニアマネージャー石原裕也、

東京工業大学情報理工学院・助教 山田寛章

意見提出者らは、Society5.0に相応しい司法を探究しようと計算機科学と法学の学術研究を実施している者である。日本の民事判決データを用いて、紛争解決結果予測モデルの開発実験を実施してきた経験を踏まえ、以下、意見を述べる。

この度の民事判決データベース化検討会報告書(素案)が示している方向性、とりわけ「民事裁判情報は、社会全体で共有すべき公共財としての価値が高まっているというべきであり、先例性の高い事件や社会的に関心の高い事件等に限ることなく、これを広く国民に提供することに重要な意義がある」(報告書5頁)との指摘に深く共感し、全面的に賛成する。報告書が、国民が抱くであろう様々な不安に真摯に向き合い、ひとつひとつ丁寧に説明されている点にも最大限の敬意を表する。

しかしながら、民事裁判情報が公共財としての価値を遺憾なく発揮できる環境を整備していくには、制度的な側面だけでなく技術的な側面についても、最適解を探る具体的な検討が必要と考える。残念ながら、後者については、どこまでの検討がなされたのかが不明瞭で、どのような方針が考えられているのか、表現の曖昧さも相まって、よく理解ができなかった。技術的な側面は「今後開発される裁判所におけるシステム等によることになる」(報告書29頁)との記述もみられるところ、危機感をもって、僭越ながら、この点について意見を申し上げさせていただく。

具体的には、報告書

## 第5 基幹データベースを整備するための制度の在り方

### 3 民事裁判情報の提供や利活用の在り方

#### (1) 情報管理機関による民事裁判情報の提供方法等 ア

#### (2) 提供の対象とする民事裁判情報等について イ

に関わるものである。

1. 報告書(素案)においては、情報管理機関による民事裁判情報の提供形式について、「CSV・XML等の機械判読に適した方法とすることが期待される」(28頁)、「メタデータを付するのが望ましいとの意見があった」(29頁)とある。メタデータについては検討会における意見紹介に留まるかのような書きぶりは無用な混乱を招きかねないような思わ

れる。最終報告書では、「審級関連情報等の民事裁判情報の利活用の促進に資する関連情報を提供すべき」(28頁)のトーンで統一し、是非、メタデータを付する方針が明確になるよう、書きぶりの工夫をお願いしたい。以上の前提で、意見を申し上げる。

2. これら提供形式とメタデータは、データベースの有用性を左右する重要な要素であることからすれば、より具体的な検討を行うべきである。

まず、提供形式について、判決書における節・段落構造が表現できる機械判読可能な形式であることが必要である点を指摘したい。現存する判決書の記載様式は必ずしも統一されておらず、文書本来の節・段落構造による階層関係が人間の読解時に有用な手掛かりとなり、これは計算機を用いた分析対象データとしての利用・機械学習による学習データとしての利用においても有用な情報となる。その点、CSVよりもXML等の節構造・段落構造を明示的にマークアップ可能な形式が有用と思われる。

統計的処理あるいは機械学習を用いて何らかの分析や実験を行う際に、最も有用な手掛かりになるのはメタデータであり、メタデータにどのような情報が収録されているかによって、その活用幅が大きく影響される。データベース提供にあたっては、エンドユーザの利活用のシナリオを提供目的に沿って具体的に検討した上で、今後開発される裁判所におけるシステムに対する受動的な対応に留まらず、裁判所側との積極的な連携を期待したい。

3. 具体的な例として、上級審の民事裁判情報に付すべきメタデータとして、「審級関連情報」(報告書28頁・29頁)にとどまらない、より踏み込んだ検討が必要と考える。

すなわち、現在の上級審の判決書においては、「原判決の何頁何行目から～(略)、を引用する」「原判決の何頁何行目から～(略)、を下記のように変更する」といった記載がなされている。当該上級審判決において、どのような下級審での判断が支持または変更されたのかを知るためには原判決の判決書を参照する必要があるところ、いうまでもなく、上記の現在の紙ベースの慣行に従った記載は、PDF等の頁切れ目の存在する文書形式を想定している。

報告書(素案)が推奨しているXML形式やCSV形式は、機械可読かつ文章構造や段落から意味構造を推定するには有益な構造であるものの、上記のような頁切れ目情報を得られず参照先を特定できないのではないかと懸念される。

この問題は、例えば、情報管理機関にてメタデータを付与する際に、上級審判決書の上記のような言及先を原判決のXML、CSVにおけるタグ情報やテキスト内の何文字目に該当するかといった情報を付与することなどで、技術的には対応が可能と考えられる。

このような上級審の判決書の特性に応じた対応を含め、現行の慣行を踏まえつつ、分析用途に資する技術的な要請・要望について汲み取る場を設けることをお願いしたい。

以上